

全学研究データポリシー

制定 2024年7月12日 教学会議

(目的)

第1条 常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学（以下「本学」という。）における研究データの適切な管理・公開および利活用の基本方針を定めることにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、また社会・地域への還元を促進し、研究データの価値を高めることを目的として、研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

(研究データの定義)

第2条 本ポリシーが対象とする研究データとは、学校法人常磐大学における研究者行動規範（2007年10月31日）第2条に規定する者（以下「研究者」という。）が本学における研究活動において収集または生成したデータ（デジタル・非デジタルを問わない）をいう。

(研究データの管理)

第3条 原則として、研究データを収集または生成した研究者が、その研究データの管理を行う権利と責務を有する。研究者は、研究データの価値を守るため、研究分野の特性等を踏まえ、法令および倫理的要件に基づき研究データを適切に管理する。

(研究データの公開)

第4条 研究者は、研究データの価値を向上させるため、研究データを可能な限り社会に公開し、その利活用に供するものとする。

(本学の役割)

第5条 本学は、研究データの管理および公開を支援する環境の整備を行う。

(その他)

第6条 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

附則

- 1 本ポリシーの改廃には、教学会議構成員の過半数の賛成を必要とする。
- 2 本ポリシーは、2024年7月12日から施行する。

全学研究データポリシー解説

(目的)

第1条 常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学（以下「本学」という。）における研究データの適切な管理・公開および利活用の基本方針を定めることにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、また社会・地域への還元を促進し、研究データの価値を高めることを目的として、研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

本ポリシーは、オープンサイエンスの推進（研究データの共有、研究助成機関からの要求、研究再現性の確保等）にあたり、求められる機関内の研究データ管理体制に関し必要な事項を定めるものである。

(研究データの定義)

第2条 本ポリシーが対象とする研究データとは、学校法人常磐大学における研究者行動規範（2007年10月31日）第2条に規定する者（以下「研究者」という。）が本学における研究活動において収集または生成したデータ（デジタル・非デジタルを問わない）をいう。

1. 研究データとは、研究に関する活動を通じて取り扱うデータをいう。研究データの記録媒体（デジタル／非デジタル）を問わず、数値、画像、テキスト、有体物など、あらゆる形態を含める。
 - ① 研究活動において収集または生成された一次データ（測定データ、画像情報等）
 - ② 一次データを分析、処理して生成されたデータ（加工データや解析データ等）
 - ③ 上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、質問票等）に記載された情報
 - ④ 上記のデータを用いて作成された成果（論文や講演資料等）に記載された情報
 - ⑤ 研究に用いられた有体物等（試料、標本等）に蓄積されている情報
 - ⑥ その他研究活動に用いることが予定されている情報および研究活動に用いられた情報
2. 研究者とは学校法人常磐大学における研究者行動規範（2007年10月31日）第2条に規定する者を指す。

他機関（大学、民間企業、その他の機関）に所属し、共同研究等を本学において実施する場合、当該所属機関等と協議の上、本ポリシーにおける研究者に含めるかは、研究代表者が判断するものとする。

(参考)

学校法人常磐大学における研究者行動規範

第2条 この規範において「研究者」とは、本学所属の研究活動に従事する次に示す者をいう。

- 1 教育職員
- 2 教育補助職員
- 3 研究補助職員
- 4 大学院学生
- 5 大学院研究生
- 6 本学職員で研究活動を行う者

3. 本学における研究活動とは、本学の資源（施設・設備等）を用いて実施される研究活動をいう。他機関（大学、民間企業、その他の機関）に所属する者が、本学の資源を使用して行う研究活動についても、本ポリシーを適用することとするが、契約等に別段の定めがある場合には、その定めに従うほか、必要に応じて当該所属機関等との協議の上、本ポリシーの対象とするかは研究代表者が判断するものとする。

(研究データの管理)

第3条 原則として、研究データを収集または生成した研究者が、その研究データの管理を行う権利と責務を有する。研究者は、研究データの価値を守るため、研究分野の特性等を踏まえ、法令および倫理的要件に基づき研究データを適切に管理する。

1. 研究データを収集または生成した研究者とは、原則として、実際に当該研究データを収集または生成した者をいう。ただし、複数の研究者（他機関に所属する研究者を含む）が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議または契約等において、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望ましい。
当該研究者が他機関へ転出または退職するときは、転出前後や退職後において研究データの価値が失われないように所属組織や転出先機関の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努めなければならない。
2. 研究データの管理とは、研究データ管理計画（Data Management Plan : DMP）の策定、研究データの収集・生成、整理・加工、解析・分析、保存、公開・破棄等、研究活動の開始から終了後までを含む研究データに関わる一連の活動全般を指す。
3. 研究データの価値を守るため、研究者は、研究データの管理において、その正確性・完全性・追跡可能性等を担保することはもちろんのこと、本学および本学の研究者の将来の研究活動を阻害することのないよう、適切な知的財産の保護や研究契約等の締結等を行わなければならない。

4. 研究データの管理に対する考え方は、研究分野によって異なることが考えられるため、それぞれの研究分野における研究倫理指針等を踏まえ、研究データの管理を実施する。

5. 研究者は、研究データの管理の実施にあたり、関連法令、各研究分野における倫理的要件、研究契約、本学が定める規程等を遵守する必要がある。

(研究データの公開)

第4条 研究者は、研究データの価値を向上させるため、研究データを可能な限り社会に公開し、その利活用に供するものとする。

1. 公開とは、研究データの管理に関する責務を有する者が、当該研究データをそれ以外の者も利用できる状態にすることを指し、アクセス制限なく誰でも利用を可能とする「一般公開」と、アクセス権を付与された限定された者が利用できる「共有」をいう。

2. 研究データの公開にあたっては、管理と同様に、関連法令、各研究分野における倫理的要件、研究契約、本学が定める規程等を遵守する必要がある。例えば以下のような研究データは公開してはならない。

- ① 個人情報、著作物など、法的に保護される研究データ
- ② 機密保持等の観点から公開に制限がある研究データ
- ③ 契約によって制限が課された研究データ
- ④ 安全保障輸出管理の対象になっている研究データ
- ⑤ 倫理的要件等から公開に適しない研究データ
- ⑥ 公開により第三者の利益を害する恐れがある研究データ 等

3. 法令および倫理的要件に問題のない範囲内およびオープン・アンド・クローズ戦略に反することのない範囲内で、研究データの公開方法、公開範囲、公開条件等について、研究者自身が決定することができる。ただし、契約等において別段の定めがある場合は、その条件に従う必要がある。

(本学の役割)

第5条 本学は、研究データの管理および公開を支援する環境の整備を行う。

研究データの管理および公開を支援する環境として、本学は以下のような整備をする。

- ① 研究データを管理するための管理基盤の提供
- ② 研究データを公開するための機関リポジトリ等の公開基盤の提供
- ③ 研究データの管理、公開に関する啓発および支援

- ④ 研究データの管理、公開に際して留意すべき、関連法令、研究契約、本学が定める規程に関する情報提供

(その他)

第6条 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

データの管理・公開および利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また近時、関係法令の改正等も頻繁に行われていることから、本ポリシーについては、適時に見直しを図ることが必要である。